

千葉県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要綱第4条第1項の規定に基づく障害者支援施設等に準ずる者に係る認定要領

第1 市長が、千葉県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき障害者支援施設等に準ずる者を認定するときは、以下の各号に該当することを確認することとする。

- (1) 千葉県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要綱第3条に係る申請を行った者（以下「申請者」という。）が、要綱第2条第2項の各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 障害者を雇用し就労させるにあたり、専任の指導員を配置するなど、申請者が、障害特性に配慮した快適な職場環境を整えていること
- (3) 直近3期の決算期において、3期連続での債務超過や最終損益の赤字がないなど、申請者の財務状況に大きな問題がないこと

第2 要綱第4条第1項の規定に基づく学識経験を有する者からの意見聴取は、第1各号に係る事項について行うものとする。

2 前項の規定に基づく意見聴取は、様式第1号によるものとする。

附 則

この要領は、令和6年3月11日から施行する。